

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る 評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針

平成 23 年 3 月 30 日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。」「一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。」とされている。評価・調査委員会は、この基本理念に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における特定事業の実施状況についての独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を踏まえて評価を行った。

これらの結果について、評価・調査委員会は、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」として取りまとめたところである。

これを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、特区において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 全国展開する規制の特例措置

地域を限定することなく全国展開することとする規制の特例措置については、別紙 1 のとおりとする。これらの規制の特例措置については、基本方針別表 1 から削除するとともに、別紙 1 に示された全国展開の実施内容及び実施時期を基本方針別表 2 に追加する（但し、規制の特例措置の一部を全国展開するものについては、全国展開される内容を基本方針別表 2 に記載し、規制の特例措置として存続する内容については基本方針別表 1 に記載する）。

規制所管省庁は、基本方針別表 2 に追加した規制の特例措置を定める法令等の改正等を行う。その改正等の案を作成するに当たって、規制所管省庁は、基本方針別表 2 に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針別表 2 に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等、実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

2. 特区として当分の間存続させる規制の特例措置

特区として当分の間存続させることとする規制の特例措置は、別紙2のとおりとする。これらは、地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化としての意義が大きいと認められるものである。

3. 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置及び評価・調査委員会の今後の評価の進め方については、別紙3のとおりとする。当該評価の時期に評価が的確に行われるよう、規制所管省庁は弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

別紙1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
933	特別養護老人 ホーム等の2階 建て準耐火建築 物設置事業	2階建ての特別養護老人ホーム等の 建物について、地方公共団体が必要な 安全性を有すると認めた場合に、準耐 火建築物とすることを可能とする。	全部	施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成 し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、 日中及び夜間の避難訓練の実施、地域住民との避難 時の協力体制の確保を条件として、全国展開を行うこ と。	省令	平成23年度できるだ け速やかに措置	厚生労働省
934	指定小規模多機 能型居宅介護事 業所における障 害児(者)の受入 事業	障害者又は障害児が、近隣において、 障害者自立支援法に基づく自立訓練 等を利用することが困難な場合に、介 護保険法に基づく指定小規模多機能 型居宅介護事業所を利用することを可 能とする。	一部	短期入所については、「基準該当短期入所」として特区 における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国 展開を行うこと。	省令	平成23年度できるだ け速やかに措置	厚生労働省

別紙2 特区として当分の間存続させる規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	所管省庁
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部(果実酒に関する事項)	農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を用いて果実酒を製造するための製造免許を申請した場合、最低製造数量(現行6キロリットル)を適用しないこととする。	特区として当分の間存続することとなったことを踏まえ、規制所管省庁は、手続きに不慣れな特定農業者等への積極的な支援を行い、円滑な手続きを促進するという観点から、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対し、周知徹底すること。	財務省
709	特産酒類の製造事業	地域の特産物である農産物を原料として果実酒又はリキュールを製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルとする。	特区として当分の間存続することとなったことを踏まえ、規制所管省庁は、手続きに不慣れな事業者等への積極的な支援を行い、円滑な手続きを促進するという観点から、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対し、周知徹底すること。 なお、原料の多様化に係る拡充提案については、その内容を更に具体化する等、引き続き検討を行うこととする。	財務省

別紙3 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
409	地方公務員に係る 臨時的任用事業	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新が認められているのを、3年を超えない範囲内で6ヶ月を超えない期間で更新できるようにする。	<p>規制所管省庁によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年に改正された任期付任用法に本特例措置の内容は実質的に包含され、かつ、同法による任期付任用によれば、地方公務員法上の身分保障に関する規定が適用されないことや厳格な能力実証を経ない任用が可能であるなどの臨時的任用の弊害となりうる点は解消される ・本特例措置の弊害の発生に関する調査の結果からは、任用期間が最長3年という事情から、本来、臨時的・補助的業務に従事することが前提の臨時的任用職員が、常勤職員と同様の恒常的・本格的業務に従事するケースが伺われた ・任用者からは、地方公務員法上身分保障が与えられていないことを不安視する声や常勤職員との勤務条件の差異に対する不満も挙げられた ・本特例措置によらず任期付任用法により採用することについて、未だ検討したことがないと回答した地方公共団体が存在する一方で、同法による採用の予定が有ると回答した地方公共団体も存在することから、さらなる普及に向けて周知を図りたいとのことである。 <p>一方、評価・調査委員会による調査では、資格を持った臨時職員を安定的に配置していくためには本特例措置を継続したいなど、存続の必要性が示されるとともに、任期付任用法により採用できる者についての疑問も呈されたところである。</p> <p>これを踏まえ、規制所管省庁においては、地方公共団体の意向を十分踏まえつつ、任期付任用法のメリットや活用事例を具体的に例示するなど、任期付任用法の周知・普及をより積極的に図ること。その上で、制度の運用状況、地域内の雇用における効果等を踏まえ、平成24年度以降において評価を行う。</p>	平成24年度以降	総務省
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当短期入所」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。 ・児童デイサービスについては、昨年度の評価を踏まえ、個別支援計画の策定等を条件として追加したところ、本年度の調査期間中の実績は1事業所、3人のみであり、弊害の有無の検証が困難であることから、今回は全国化を見送る。 ・自立訓練については、本来求められている身体機能又は生活能力の維持、向上等のための訓練という観点から課題が多いことから、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。 <p>とのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、利用する障害者などの表情が明るくなり笑顔が増えた、家族にとってもサービスが利用しやすくなり安心に繋がった、といった効果があがっているほか、介護事業者のノウハウが蓄積されて利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。</p> <p>以上より、短期入所については、基準該当短期入所として全国展開した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童デイサービスについては、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 ・自立訓練については、規制所管省庁において一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>	平成23年度	厚生労働省